機関名	新居浜市農業委員会
任命権者	新居浜市農業委員会
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
新居浜市農業委員	新居浜市農業委員会は職員定数7人(令和2年度の実数6人)の小規模な
会における障害者	機関であり、新居浜市より出向された職員で構成されているため、障害者
雇用に関する課題	に限らず、これまで職員の募集・採用は行っていない。これまでのところ
	大きな問題を生じたこともなく、組織的な体制整備は特段行っていない状
	況である。
目標	
①採用に関する目	職員については新居浜市からの出向者であり、採用等は行っていないため
標	目標等の設定はできない。
②定着に関する目	なし
標	※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障害者の活躍	○障害者雇用推進者として農業委員会事務局長を選任する。
を推進する体制整	○障害者職業相談員の選任義務に関わらず、障害者である職員が在籍した
備	場合には、新居浜市総務部人事課に設置している相談員を、障害者である
	職員の相談窓口として指定する。
2. 障害者の活躍	○障害のある職員から従来の業務遂行が困難との相談があった場合は、負
の基本となる職務	担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍	○半期ごとに実施している人事評価の面談の際、障害者である職員に対し
を推進するための	ては、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
環境整備・人材管	○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、
理	過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律
	に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大
	を推進する。
	<del></del>